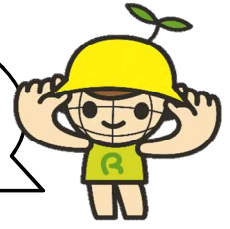


金沢市創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助制度のご案内

金沢市では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを推進するため、家庭や事業者におけるエネルギー自給率及び使用効率の向上を図り創エネ設備や省エネ設備を設置する方に補助金を交付します。

設置日から30日以内
または当該年度の3月31日
のいずれか早い日までに
申請してください。



補助対象設備および補助金額

※予算の範囲での交付になります

補助対象設備 (未使用のものに限る)		補助 限度額	対象要件等		設置日
1 太陽光発電システム・HEMS・蓄電システム (創・省・蓄エネ設備の一体的導入)		15万円	①太陽光発電システム及びHEMSの要件は2の通り ②蓄電システムの要件は3の通り		2, 3の設置日のうちいずれか遅い日
2 太陽光発電システム・HEMS (創・省エネ設備の一体的導入)		5万円	①太陽電池の最大出力が2kW以上のシステム ②発電した電力を自己が居住する住宅において使用すること ③配線方法が余剰配線であること ④景観条例に規定する景観形成基準に適合していること ⑤HEMSは使用電力量の見える化、制御機能、エコーネットライト搭載等の要綱に掲げる要件を満たすもの		電力会社との系統連系開始日またはHEMSの保証書に記載される保証開始日のいずれか遅い日
3 蓄電システム		10万円	①常時、太陽光発電システム等の設備と接続し、その設備が発電する電力を充放電できるもの ②蓄電池部に加え、電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの ③蓄電容量の合計が2kWh以上で、定置用のものであること		保証書に記載される保証開始日
4 高効率エネルギー設備	燃料電池システム (エネファーム)	5万円	都市ガス又はLPガスを燃料とするものであること	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定しているもの	保証書に記載される保証開始日
	ハイブリッド給湯器	4万円		電気式ヒートポンプ(JIS基準の中間期のCOPが4.7以上)、潜熱回収型ガス給湯器(給湯部熱効率が94%以上)及び貯湯ユニットから構成されるもの	
5 断熱窓 (既存住宅に限る)		5万円 (詳しくは下記表)	①主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室等)に設置すること ②①の居室単位で実施し、原則、外気に接する全ての窓に設置すること ③内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う方法で設置すること ④熱貫流率が2.33W/m ² ・K以下の製品であること ⑤既存の住宅であること(新築は対象外) ⑥施工業者に委託して設置すること ※主たる居室に設置をする場合、同時にトイレ及び浴室に設置するものについても補助金の交付の対象とすることができる		設置完了日
6 木質ペレットストーブ		10万円	①木質ペレットを燃料として使用するものであること ②安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること		保証書に記載される保証開始日

断熱窓の1箇所・1枚あたりの補助金額 ▶

設置方法	面積	補助金額	
内窓設置 外窓交換	サッシの外枠寸法	大(2.8㎡以上) 10,000円/箇所 中(1.6㎡以上2.8㎡未満) 7,000円/箇所 小(0.2㎡以上1.6㎡未満) 4,000円/箇所	
	ガラス交換	ガラスの寸法	大(1.4㎡以上) 4,000円/枚 中(0.8㎡以上1.4㎡未満) 2,500円/枚 小(0.1㎡以上0.8㎡未満) 1,500円/枚

補助の対象となる方 (1～5の設備について)

自己が居住する市内の住宅(併用住宅を含みます)に対象設備を設置する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※ 1、2の申請をされる方は、上記に加え電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していることが条件となります。

※ 自己の所有していない建物や共同住宅の専用使用権を有する共用部分に補助対象設備を設置する場合は、所有者や管理組合等の同意を得ていることを要します。

※ 「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。

※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。

補助の対象となる方(6. 木質ペレットストーブについて)

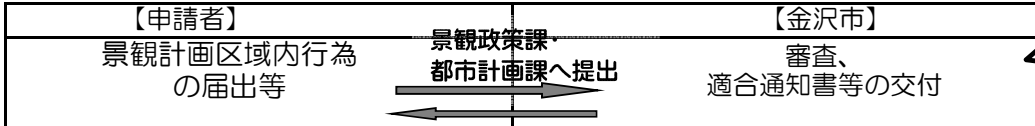
市内に住所を有する方又は市内で主に活動する町会であり、市内の住宅・事業所・活動施設に対象設備を設置すること、市税を滞納していないことが条件となります。

※ 自己の所有していない建物や共同住宅の専用使用権を有する共用部分に補助対象設備を設置する場合は、所有者や管理組合等の同意を得ていることを要します。

※ 補助金の交付は、1建物につき一回限りです。

補助金交付手続きの流れ

【設置前の手続き】

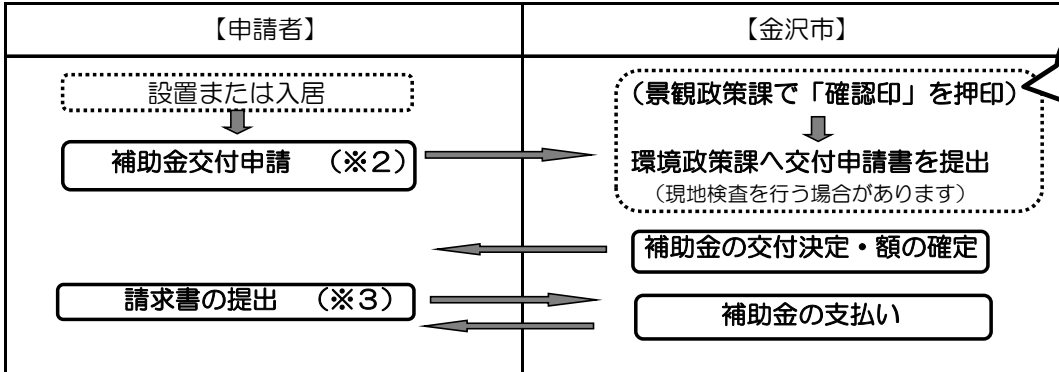


太陽光発電システムを含む申請をされる方で、該当者(※1)のみ必要です。



(※1) 太陽光パネルの設置場所が景観形成区域・風致地区・地区計画等のエリアに該当する場合や設置する建物の高さが10mを超える又はパネル面積の合計が50㎡を超える場合は、届出の提出が必要です

【設置後の手続き】



太陽光発電システムを含む申請をされる場合に限り、「確認印」が必要です。

(※2) 設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請してください

(※3) 請求書はなるべく交付申請時に提出していただくようお願いいたします。(支払いにかかる日数短縮のため)

○必要書類(全設備共通)

- ① 補助金交付申請書(全設備共通)＋各設備の概要
- ② 領収書など対象設備の設置費の支払を証する書類の写し
- ③ 各対象設備の設置費が確認できる書類(②で確認できる場合は省略可)
- ④ 住民票の写し(3か月以内に発行したもの、木質ペレットストーブの場合は不要)
- ⑤ 周辺の道路を含む住宅地図
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

○必要書類(設備別)

<p>●太陽光発電システム</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電力会社発行書類の写し(※4) ② 未使用品であることが確認できる書類の写し(※5) ③ 設置状況が確認できる写真(※6) ④ 図面(太陽光電池モジュールの面積等が分かるもの) ⑤ 該当があった場合、以下の写し(※7) 	<p>●断熱窓</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅全体の平面図(断熱窓の設置位置、数量及び該当があれば⑥の位置が分かるもの) ② 設置状況が確認できる設置前・設置後の写真 ③ 未使用品であることが確認できる書類の写し(納品書、出荷証明など) ④ カタログなど仕様が分かる書類(断熱窓の面積や熱貫流率が分かるもの) ⑤ 設置完了日が分かる書類の写し(作業報告書など) ⑥ 設置を必須としない窓(表面記載の表の最小面積に満たない窓等)がある場合、そのことが分かる写真など
<p>●HEMS、蓄電システム、高効率エネルギー設備、ペレットストーブ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保証書の写し ② カタログなど仕様が分かる書類 ③ 設置状況が確認できる写真(※8) ④ (ペレットストーブのみ)設置場所の配置図 	

(※4) ①系統連系に係る契約のご案内、②低圧系統連系技術要件確認書、③受給開始のお知らせ

(※5) 保証書、出力対比表、出荷証明書など

(※6) ①太陽電池モジュールを含む家屋全体、②太陽電池モジュール、③パワーコンディショナ

(※7) ①「景観形成基準適合通知書」、②「風致地区内における行為の許可について」(許可通知書)、③「地区計画の区域内における行為の届出の了承について(通知)」

(※8) HEMSの場合、①HEMS本体機器、②電気使用量等が表示されているHEMSモニター(スマートフォンなど)

お申し込み・お問い合わせ

環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

〒920-8577 金沢市柿木畠1-1

電話 (076)220-2507

FAX (076)260-7193

E-mail zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp

景観に関する届出・お問い合わせ

景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2364

FAX (076)224-5046

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp